

## 普通預金規定<無利息型普通預金を含む>

### 1. (取扱店の範囲)

普通預金（以下「この預金」といいます。）は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

### 2. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には振込金の入金記帳を取消します。

### 3. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、信用金庫の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
- (2) 第一項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ書面による預金口座振替依頼の手続きをしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

### 4. (利 息)

この預金（ただし、無利息型普通預金を除きます。）の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年 3 月と 9 月の第 2 土曜日までの利息を店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算のうえ翌営業日に、この預金に組入れます。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。

### 5. (未利用口座の範囲)

- (1) 最後の預入れまたは払戻し（当該普通預金利息の元本への組入れ、未利用口座管理手数料の引落しを除く）から 2 年以上一度も預入れまたは払戻し等がない口座を未利用口座として取扱います。
- (2) 前項の口座のうち、通帳・届出の印章等の喪失等により利用を停止している口座も未利用口座として取扱います。

### 6. (未利用口座管理手数料)

未利用口座に該当する場合は、第 5 項各号に該当する場合を除き、次により未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。

- (1) 未利用口座となった場合、お届けのお名前・ご住所宛に未利用口座に関するご案内の書面を郵送します。なお、本ご案内が到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。

(2) 前項の通知発信から3か月間ご利用（預入れ、払戻し等）がない場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料がかかります。この場合、この預金口座から払戻請求書等によることなく、管理手数料の引落しができることとし、お支払いただいた管理手数料はご返却いたしません。

また、初回管理手数料をご負担いただいた後もお取引がなく、未利用口座に該当する場合は、翌年以降も同様の手続きにより管理手数料をご負担いただきます。

(3) 前項の引落しにおいて、未利用口座の預金残高が管理手数料の金額に満たない場合は、当金庫は預金者に通知することなく預金残高全額を管理手数料に充当のうえ、この預金口座を解約できるものとします。

(4) 解約された預金口座の再利用はできません。

(5) 第2項にかかわらず、次に該当する場合は、未利用口座管理手数料のお支払いを免除します。

①未利用口座の預金残高が10,000円以上の場合。

②未利用口座の取引店と同一店舗において、定期性預金、国債、保険等の取引または融資取引がある場合。

③未利用口座の名義人が未成年者の場合。

④未利用口座が後見制度支援預金の場合。

(6) その他手数料

①この預金の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合にも、当該手数料は当金庫所定の方法により引落しとします。

②前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかった場合、当金庫は預金者に通知することなく、この預金口座を解約することができるものとします。

## 7. (規定内容の変更)

当金庫は、お客さまに事前に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更することができるものとします。変更日以後は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

この預金には、本規定のほか、「普通預金・納税準備預金・貯蓄預金共通規定」をご参照下さい。

以上